

東京都社会保険労務士会江戸川支部
支部役員会 議事録

日 時：平成28年11月21日（月）午後7時25分
場 所：タワーホール船堀 307会議室

司 会 小関定男総務担当副支部長
出席数 30名
出席役員数 23名（全役員数36名）

司会が開会を宣し、山本昌之支部長が挨拶の後、議長席についた。

1. 議長：山本支部長

本日の臨時支部会議の議案は、選挙公報で通知の通り、当支部規約第8条第1項に定める理事候補者及び代議員予定者の選出だが、現在、会員の過半数の出席を以って成立する要件を満たしておらず、支部会議は不成立となったため、東京会支部役員選出に関する運営細則及び当支部規約に基づき、また従来慣行に従い、支部役員会として開催し採決する旨説明した。

役員の出席状況を総務委員が報告した後、議長は議事録署名人の選出を諮ったところ議長一任の声があり、古谷 仁先生及び山村真也子先生を指名し満場一致を以って承認し議案の審議に入った。

2、議長はまず支部選出理事候補者および代議員予定者等の選挙結果について、北村博昭選挙管理委員長に対し報告を求め、北村選管委員長は次のとおり報告を行なった。

(1) 支部長理事候補者と理事候補者

平成28年10月22日告示に基づき、理事候補者、代議員予定者及び支部役員候補の届出を受付けたところ、理事候補者及び支部監査は定数通りの届け出を受理したので、支部役員選出に関する運営細則第17条により無投票当選となった。

(2) 代議員予定者の候補者と選挙結果

代議員予定者は、定数4名のところ、5名の立候補届を受付けたので、支部選挙運営要綱第15条により本日選挙を実施した。

その結果下記のとおり報告する。

投票総数 86 票（有効投票総数 86 票、無効投票ゼロ、白票ゼロ、持帰り等ゼロ）
代議員予定者立候補者と得票数

伊東和浩 先生	62 票
大園 要 先生	30 票
遠藤 誠 先生	65 票
杉山岳久 先生	56 票
原 敏昭 先生	64 票

以上の結果、4名の当選が確定した。

なお、票数については選挙立会人として荒井一孔先生、笠井郁央先生、井上

敬裕先生の3名に1票1票確認してもらい、署名押印をいただいていることを報告した。

議場出席者 西村義明先生から、今回の選挙にはなぜ開票立会人をたてなかったのかとの質問があり、北村選管委員長は、東京会支部役員選出に関する運営細則第15条により「投票及び開票に関しては3名以上の立会人を置くこと、立会人は支部選管委員会が指名する」ことになっているため、前述3名を指名したことを報告した。

次いで西村義明先生より、11月16日支部会員への選管が発したメールは重大な選挙妨害であり今回の選挙は無効であると発言、選管委員宛質問状を渡し趣旨項目を読み上げ、3日以内に文書で回答するよう要望し、会場を退席した。

議長は、選管委員長報告の理事候補者、支部監査および代議員予定者の選挙結果について議場に諮ったところ満場一致で承認した。

司会者は以上をもって本日の議事全部が終了した旨を述べ、午後7時40分散会した。

後日の記録とするため、この議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

平成28年11月21日

東京都社会保険労務士会江戸川支部 役員会議事録

議事録署名人 古谷 仁 

同 山村 真也子 

【2016年11月16日PM9:37発

北村氏メーリングリストによる文書の違法性】

1. 選挙運動に使用する文書の選管へ届け出

西村は古口、橋本、川田、上原、宮崎、各選管委員に送付

「運営要綱では支部選管委員会に届け出るものとする。」

要綱では承認行為が必要とは記載されていない。

選管委員長に届け出との記載なし。選管委員に送付している。

2. メールにて選管委員会の確認印（角印）がないものは運営要綱

違反文書と断定しているが・・・

確認印（角印）が必要と要綱も含めてどこに載っている？

3. 要綱の内容が選挙告示、選挙公報に一切の記載なし

選管は要綱第4条告示(3)その他関係事項の通知義務がある。

告示・公報に運営要綱の添付も無い

告示・公報にて運営要綱の周知も無い

選挙人名簿 要綱第9条⇒支部で作成とあるが 電話、住所無

しでは選挙運動は出来ない。

4. 要綱第13条 選挙運動の禁止事項

候補者及び会員等の禁止事項

(1) 候補者を誹謗し、その他不正な手段で他人の当選を妨げること。

(3) メール禁止

にもかかわらず選管は、選挙人のみならず全会員にメールリストにて送付している。⇒名誉棄損 違反文書と断定している。

選管による重大且つ悪質な選挙妨害と断定する。⇒選挙無効

平成28年11月21日

西村 義明

平成 28 年 11 月 24 日

東京都社会保険労務士会
江戸川支部
西村義明先生

東京都社会保険労務士会
江戸川支部選挙管理委員会
委員長 北村博昭

平成 28 年 11 月 21 日、支部役員会において、貴台から別添文書を手渡され、併せて 3 日以内での文書回答の求めに対し、下記のとおり回答します。

記

1. 江戸川支部選管は、東京会支部役員選出に関する運営細則及び支部運営要綱を遵守し、公正な選挙を執行しました。
2. 従いまして、支部運営要綱を曲解し、自説に固執された貴台の文書に対し、個々の回答は差し控えます。
3. 選挙妨害と選挙無効という表現は不適當で、かなり主観的なご見解かと存じます。
4. 本件につきましては、貴台から東京会選管に提起され、その判断を仰いでいただければと思料します。

先ずは取り急ぎ書中を以て、ご回答まで。

以 上

添付書類：西村先生 文書 2 枚